令和８年 第２回 三朝町教育委員会 定例会　日程

と　き：令和８年２月 20 日(木) 午後１時 30 分～
ところ：三朝町役場２階　第２会議室

１　開　会

２　前回議事録承認
　加藤委員、村岡委員

３　議事録署名委員指名

４　報告事項
（１）教育総務課事業について
（２）社会教育課事業について
（３）図書館事業について
（４）教育委員会の委任による専決処分（町立みささ図書館開館時間の臨時変更）について
（５）三朝町不登校児童生徒支援事業補助金交付要綱の一部改正について
（６）教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について【非公開】
（７）令和７年度給食標語募集結果について
（８）三朝町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
（９）みささっ子教育ビジョンの見直しについて

５　議　事
議案第３号　専決処分の承認を求めることについて
議案第４号　令和７年度教育関係費補正予算（令和８年３月）について
議案第５号　令和８年度教育関係費当初予算について
議案第６号　三朝町教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱の設定について
議案第７号　三朝町通級指導教室実施要綱の設定について
議案第８号　三朝町学校職員の服務に関する規程の一部改正について
議案第９号　三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について

６　協議事項
（１）令和８年度三朝町学校給食単価の改定について

７　その他

８　閉　会

次回 臨時会　令和８年３月 12 日(木) 14：00 ～

定例会　令和８年３月　　日(　　)　：　　～(　　：　　集合)

報告事項(１)

教育総務課事業について

月 日	時 間	内 容	備 考
【２月】			
２月 ２日 (月)		倉吉北高一般入試合格発表	
２月 ３日 (火)	9:00-	小中校長会	
２月 ５日 (木)	11:15-	教職員指導力向上研修（小中連携）	岡大 高旗教授
２月 10 日 (火)		県立高校【特色】入試合格発表	
	13:00-	小学校入学説明会	小学校
２月 17 日 (火)	16:00-	町議会議員との教育懇談会	
２月 20 日 (金)	13:30-	教育委員会定例会	
２月 25 日 (水)	9:50-	台湾土牛國小・三朝小オンライン交流	小学校
	10:35-	三朝小５年生表敬訪問（ふるさとキャリア教育 CM コンテスト受賞報告等）	
２月 26 日 (木)	～27 日	総務教育常任委員会協議会	
【３月】			
３月 ２日 (月)	10:40-	多賀町・三朝町小学生オンライン交流	小学校
３月 ４日 (水)	9:00-	小中校長会	
	10:00-	共同学校事務室協議会	
３月 ５日 (木)	～6 日	県立高校一般入試	
	～23 日	三朝町３月定例議会	
３月 ７日 (土)	～ ８日	県教委教職員人事異動ヒアリング	白兎会館
３月 10 日 (火)	9:30-	中学校卒業式	中学校（47 名）
３月 12 日 (木)	14:00-	教育委員会臨時会	
	14:30-	臨時校長会	
		令和７年度末教職員人事学校長内示	
３月 13 日 (金)	10:00-	総務教育常任委員会	
３月 16 日 (月)		県立高校一般入試合格発表	
３月 18 日 (水)	9:00-	小学校卒業式	小学校（41 名）
３月 24 日 (火)		小中学校修了式・離任式	

・４月９日　小中学校始業式

・４月10日　小中学校入学式（午前：小学校、午後：中学校）

報告事項（２）

【社会教育課】　令和８年２月～３月の報告及び取組について

日　時			事　業　名　等	場　所	備　考
2月 1日	（日）	9:00	スキー・スノボー教室	恩原高原	29名
2月 3日	（火）	14:00	第２回中部地区人権教育懇談会	中部総合事務所	
2月 4日	（水）	10:00	鳥取県文化財保護行政担当者会	県庁	
2月 6日	（金）	13:00	東伯郡公民館連合会研修会	未来中心	23名
2月10日	（火）	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
2月13日	（金）	19:30	ヨガ教室	文化ホール	
2月14日	（土）	10:00	日本遺産マルシェ	東京・有楽町	～15日
2月18日	（水）	13:00	鳥取県公民館研究集会	米子市	
2月21日	（土）	9:00	みささ青空体験塾（外国文化）	文化ホール	
2月25日	（水）	14:00	三朝町文化財保護調査委員会	役場	
2月27日	（金）	13:00	小中学校運営協議会	小学校	
		19:30	ヨガ教室	文化ホール	

人権啓発番組の放映（NCN、2月1日～28日 10:30、13:30、19:00）

日　時			事　業　名　等	場　所	備　考
3月 5日	（木）	15:00	日本海新聞ふるさと大賞2025表彰式	役場	
		18:30	人権教育協力員会議	役場	
3月10日	（火）	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
3月12日	（木）	17:30	三朝町体育協会役員会	役場	
3月13日	（金）	19:30	ヨガ教室	文化ホール	
3月14日	（土）	13:30	三徳学講座	文化ホール	別紙チラシ
3月21日	（土）	9:00	みささ青空体験塾（閉塾式）	文化ホール	
3月22日	（日）	9:00	三朝町表彰・教育委員会表彰　表彰式	文化ホール	
3月26日	（木）	18:00	三朝町体育協会理事会	文化ホール	
3月27日	（金）	19:30	ヨガ教室	文化ホール	

●日本海新聞ふるさと大賞2025　受賞者について

①地域貢献賞　　吉田　定夫（よしだ　さだお）

NPO法人里山地域研究会の中心メンバーとして、活力ある地域づくりを目指し活躍中。同団体の実施

する「みささ青空体験塾」では塾長を務めるなど、青少年育成にも取り組んでいる。

その他、農業、防災といった幅広い分野で活躍されている。

②スポーツ文化功労賞　　河原　虎白（かわはら　こはく）　倉吉総合産業高校３年

令和７年10月開催「第79回国民スポーツ大会　カヌー競技」に鳥取県代表選手として出場。少年男子カナディアンシングルにおいて８位入賞を果たした。

別紙
(報告事項(2)関係)

主催：日本遺産三徳山三朝温泉を守る会／共催：三朝町教育委員会

三徳山の真価を学び、地域の至宝を未来へつなぐ

令和７年度三徳学講座

文化財や歴史を
これから知りたい方
大歓迎！
（受講料 無料）

『解き明かされる神倉の地』

～後口山遺跡が語り始めた、知られざる歴史的価値～

神倉にある『後口山遺跡（うしろやまいせき）』をご存知ですか？
重要遺構である『石列（せきれつ）』の正体とは…。
私たちの町の歴史を楽しくひも解く特別な時間をお届けします。

令和８年３月１４日(土)　午後１時３０分開会

三朝町総合文化ホール 大会議室

講師　日本山岳修験学会 理事 山本義孝 氏

第１部(入門編)
『神倉後口山遺跡とは？』
～三仏寺と神倉後口山遺跡を考える～

神倉で見つかった『謎の遺跡』。
調査でわかった驚きの事実を
楽しく学びましょう。

時間
午後１時30分～
午後２時50分(予定)

興味のある回だけの
受講も大歓迎です。

事前申込制(定員80名)
お申し込みはこちらの
フォーム又はお電話から

申込期限
３月９日(月)
詳しい申込方法は
裏面をご覧ください

第２部(応用編)
『最新調査報告と徹底考察』
～調査結果から読み解く遺跡の実像と考察～

最新調査から判明した石の配置に基づき、三徳山の歴史における遺跡の役割と可能性を考察します。

時間
午後３時～午後４時(予定)

【お問合せ】事務局：三朝町社会教育課　電話　0858-43-3518
Mail　mitokusan@town.misasa.tottori.jp

神倉後口山遺跡（かんのくら うしろやまいせき）とは？

遺跡内にある磐座（いわくら）
後方には三徳山山頂を望む

始まりは、地域に伝わる「不思議な場所」の話から

「山の中に、石が多く積まれ草が生えない不思議な場所がある」――そんな地元の方からの情報がきっかけで調査が始まりました。

その地には修験（※1）にまつわる名前が多く残り、かつては神倉側からも三徳山へ通じていたという、深い関わりが伝えられています。

※1 修験：山を特別な場所と考え、お祈りや瞑想などの修行を行うこと。

姿を現した人工的な「構造物」

平成２３年からの調査により、山の中で人の手によって作られたと思われる構造物（石列）がたくさん確認されました。

三徳山の頂が見えるこの地において、かつて組織的・大規模な修行や儀礼の空間が広がっていたことが明らかになりつつあります。

「遺物が出ない」というミステリー

通常、遺跡からは当時の道具（土器など）が見つかりますが、ここでは裏付けとなる遺物がほとんど発見されていません。（※2）

そのため、いつ誰がこの場所を築いたのか、詳細な時期や変遷は未だ謎に包まれています。

※2 修験の場では、持ち込んだ道具は必ず持ち出すという作法があり、後に残りにくい性質があります。

地域の歴史を考える貴重な遺構

学術的な確定要素は少ないものの、三徳山周辺の信仰の歴史を考える上で、非常に注目されている遺跡です。

私たちは今、郷土に眠る知られざる歴史の断片を、未来へつなぐための一歩を踏み出しています。

申込方法について

1　申込フォーム

以下の二次元コードまたはURLより、必要事項を入力・送信してください。

【URL】
https://forms.gle/R3iZAs4bU3UZVMNPA

2　電話、メール

事務局まで、以下の「基本情報」を連絡してください。

① 申込代表者氏名
② 連絡先（電話番号等）
③ 住所（自治体名、または三朝町内の方は集落名）
④ 参加人数
⑤ 受講講座（第１部のみ、第２部のみ、共通）

〔申込締切〕

令和８年３月９日（月）
（ただし、申込期日までに定員に達した場合は申込を終了する場合があります）

〔申込先〕

日本遺産三徳山三朝温泉を守る会事務局（三朝町教育委員会事務局　社会教育課）
電話　0858-43-3518　/　メール　mitokusan@town.misasa.tottori.jp

報告事項(３)

【図書館】令和８年２月～３月の報告及び取組について

日　時	内　　容		備　考
【２月】			
2月 3日 （火） - 2/25	【特別企画】	ミニ古本市	
		高校生による選書	
2月 4日 （水） 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	親子25名参加
2月 5日 （木）	【企画展示】	図書館所蔵品お宝展示	
2月 6日 （金） 11:00-	【研修会議】	親子で楽しむおはなし会　ボランティア打合会	
2月14日 （土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	６名参加
2月17日 （火） 12:45-	【育児支援】	５～７か月・１歳６か月健診（読み聞かせ・配本）	文化ホール
2月18日 （水） 10:30-	【研修会議】	図書館業務専門講座（テーマ：企画展示）	県立図書館
2月19日 （木） 13:30-	【研修会議】	鳥取県図書館協議会理事会	県立図書館
2月25日 （水） 16:00-	【定期取組】	西学童クラブ読み聞かせ	
2月26日 （木）	【研修会議】	休館日（資料整理日）　みささ図書館職員研修	
2月28日 （土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	

日　時	内　　容		備　考
【３月】			
3月 4日 （水） 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	
3月14日 （土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
3月15日 （日） 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
3月17日 （火） - 3/31	【企画展示】	睡眠とれていますか？心の健康パネル展示	
3月18日 （水） 14:00-	【研修会議】	図書館業務専門講座（テーマ：図書館でのAI活用）	県立図書館
3月25日 （水） 16:00-	【定期取組】	西学童クラブ読み聞かせ	
3月26日 （木）		休館日（資料整理日）	
3月28日 （土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
- 4/16	【企画展示】	世界自閉症啓発デーin鳥取2026　パネル展示	

報告事項（４）

教育委員会の委任による専決処分（町立みささ図書館開館時間の臨時変更）について

次のとおり町立みささ図書館開館時間の臨時変更について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第１項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第３項の規定により、本委員会へ報告する。

１　開館時間臨時変更の日　　令和８年２月８日（日）

２　開館時間臨時変更内容　　閉館時間を午後６時から午後４時に変更

３　開館時間臨時変更理由　　積雪による利用者及び職員の事故防止のため

≪参考≫

〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（事務の委任等）

第25条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

２　略

３　教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

４　略

〇三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の管理及び運営に関する規則

（利用日時及び場所）

第８条　略

２　略

３　図書館の開館時間は、午前９時30分から午後６時までとする。

〇三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（１）～(13)　略

報告事項（５）

三朝町不登校児童生徒支援事業補助金交付要綱の一部改正について

【改正理由】

町内の中学生が通うフリースクールの授業料は現在、月額 20,000 円であるが、近年の物価高騰等の社会情勢を鑑み、令和８年度から月額 30,000 円に引き上げられる見込みとなっている。また、こうした状況に伴い、県が不登校児童生徒支援補助金を交付する市町村に対して交付する補助金の上限額もこのほど引き上げられたことから、これらの状況に対応するため、本町においても授業料に対する補助金の額を上限 30,000 円に引き上げることとするもの。

【改正概要】

定期的にフリースクールに支払うこととされている経費の上限額を、１人当たり月額 30,000 円とする。

【施行期日】

令和８年４月１日から施行し、令和８年度以後の本補助金について適用する。

三朝町不登校児童生徒支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三朝町不登校児童生徒支援事業補助金交付要綱（令和２年三朝町告示第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（本補助金の額） 第５条　略 ２　本補助金の額は、前項の通所経費のうち次の各号に掲げる経費について、当該各号に定める額を限度とする。 （１）　定期的にフリースクールに支払うこととされている経費　１人当たり月額<u>30,000円</u> （２）　略	（本補助金の額） 第５条　略 ２　本補助金の額は、前項の通所経費のうち次の各号に掲げる経費について、当該各号に定める額を限度とする。 （１）　定期的にフリースクールに支払うこととされている経費　１人当たり月額<u>20,000円</u> （２）　略

附　則

この改正は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度以後の本補助金について適用する。

報告事項（６）

教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について

次のとおり区域外就学の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第１項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第３項の規定により、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

≪参考≫
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）
第25条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
２　略
３　教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
４　略
○学校教育法施行令
（区域外就学等）
第９条　児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。
２　市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。
○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）
第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（１）～(13)　略

報告事項（７）

令和7年度 全国学校給食週間における給食標語コンテスト入賞者について

【受賞作品】

〇教育長賞

創った人や育てた人 思い浮かべて いただきます!

三朝小学校4年 御船 大翔

〇教育委員会賞

まい日おいしく食べてるよ。まい日おおきくなってるよ。

三朝小学校1年 澤 宙亜樹

〇調理センター所長賞

テストより おかわりじゃんけんに 出す本気

三朝中学校1年 三浦 陽茉莉

〇調理員賞

ちょうりいんさん えいようとあいをありがとう いつも元気がでるよ。

三朝小学校2年 松本 依音

〇栄養士賞

給食は 笑顔あふれる 玉手箱

三朝中学校1年 小椋 隆太

三朝町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
（案）

令和８年　月

三朝町教育委員会

目　　次

１．計画の趣旨、現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３．目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容　・・・・・・・・・・・・　２

５．関連する取組、今後のフォローアップについて　・・・・・・・・・　３

報告事項(８)

１．計画の趣旨、現状

（１）計画の趣旨

平成 31 年１月に文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が、令和元年 12 月の給特法改正に伴い、法的根拠のある指針に格上げされた。さらに、令和７年６月には、給特法等改正法が成立し、各教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」という。）の策定が必要となったため、三朝町教育委員会において、令和２年３月に策定した「教職員の勤務時間の上限に関する時間等を定めた方針」を踏まえ、講ずべき措置を追加した計画を策定し、町立学校における「働き方改革」のさらなる実現にむけた取組みを推進する。

（２）三朝町の現状

○本町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、令和２年３月に「三朝町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は次のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 16.3 時間	0.6%	0.0%
中学校	月 14.8 時間	5.6%	1.2%

○時間外在校等時間が 45 時間以上を超える割合が小学校では、ほぼゼロに近いが、中学校では月 45 時間以上が５%以上、又、月 80 時間以上が 1.2%となっている。この要因として、特定の教育職員の公務分掌業務や生徒指導対応等の業務の負担感が大きくなっており、業務の精選や適切な業務分担を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき、本計画を策定するものである。

２．計画の期間

令和８年度～令和 11 年度まで（４年間）

※ただし、令和８年度においては、試行運用とし、学校への意見聴取を行い本計画に反映する期間とする。

３．目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

①１か月の時間外在校等時間（部活動含む）が 45 時間以下の割合を 100%にする。
②１年間における１か月の時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

①年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする【小 10 日、中 11 日】
②ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を 75 以下とする【75】
③教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
※ストレスチェックにおける働きがいを感じている（ストレス値３以上）平均割合を 3.5 以上とする。【3.6】
※【　】内は令和６年度の実績

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、当該計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

Ⅰ．学校以外が担うべき業務

〇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。又、地域学校協働活動と連携を図り、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

〇放課後から夜間などにおける郊外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
・放課後から夜間の見守りについては、保護者や地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

Ⅱ．教師以外が積極的に参画すべき業務

〇調査・統計等への回答
・調査内容、回答方法等を精査し、学校の事務負担を軽減する。

〇部活動
・本町の「部活動地域移行検討委員会」からの答申をもって、~~先ずは休日の~~部活動の地域展開~~を実現する~~に取り組む。平日の部活動については、活動時間の適正化を図~~り~~るとともに部活動指導員、外部指導者の配置拡充等を進める。

Ⅲ．教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

・授業準備や採点作業等を補助する、教員業務支援員を配置する。

・ＩＣＴツールの発展的な活用を図るため、ＧＩＧＡスクールサポーターを配置し、教育職員の事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・スクールカウンセラー等の専門的な知見を活用しつつ、要保護児童対策地域協議会をはじめとする児童福祉関係機関と連携・協働を図り、適切な役割分担のもと、支援できる体制づくりを~~構築~~より一層推進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における次の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1,086 単位時間以上）編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

・１か月の時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員には、医師による面接指導を実施する。

・11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

・ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等を学校長と共有し、職場環境の改善を図る。

・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を定期的に把握し、毎年度、本町のＨＰで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。

・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。

報告事項(８)

・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システム等で把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの分析結果から把握する。

・教育委員会において、各学校の取組状況を確認するとともに、本計画の内容と照合し、課題が露見される場合には、当該学校に聞取り及び指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間・長期間となっている教育職員が従事する学校や、~~業務~~授業準備等の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

・各学校における働き方改革の取組の推進にむけて、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を図るとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を図るとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。

以上

報告事項(９)

「みささっ子教育ビジョン」令和７年度見直しについて

平成 31 年度に策定した「みささっ子教育ビジョン」は、計画期間を 10 年間とし、社会情勢の変化などにより、必要性を見極めながら適宜見直しを行うものとされています。

このほど、前回の検証から３年が経過することから、現在の進捗状況を把握し、必要に応じてビジョンの見直しを行うため、関係者による現状把握と有識者を交えた検証会議を開催しました。その結果、次のとおり見直しをすることとなりましたので、お知らせします。

１　見直し内容

別紙１のとおり

２　検証会議出席者

別紙２のとおり

３　令和７年度検証スケジュール

実施時期	実施内容	取組主体
令和７年 10 月上旬～12 月中旬	①　具体的施策検証シートを用いた事前検証	各園、各学校、教育委員会事務局（以下教委事務局）
令和７年 11 月上旬～12 月中旬	②　成果指標検証シートを用いた事前検証	教委事務局
	③　①②の事前検証結果とりまとめ	教育総務課
令和７年 12 月中旬～12 月下旬	④　事前検証結果によるビジョン見直し等の方向性について内部協議	教育総務課
	⑤　検証会議開催案内	
令和８年１月 13 日	⑥　ビジョン検証会議の開催 （ビジョンの見直し有無検討、ビジョン策定審議会の高旗座長による講評）	各園、各学校、町民課、教委事務局
令和８年１月下旬～２月下旬	⑦　検証会議内容について整理、見直し内容の報告準備 ⑧　見直し内容について教育委員会定例会及び総務教育常任委員会（又は教育懇談会）で報告	教育総務課
令和８年３月上旬	⑨　見直し内容について町ホームページで公表	教育総務課
令和８年４月～	⑩　各関係機関で具体的施策の実施	各園、各学校、教委事務局

４　ビジョン計画期間における検証サイクル

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
取組内容	みささっ子教育ビジョン策定	具体的施策の実施(R1～R3)			ビジョン検証(R4) 検証に基づく具体的施策の実施(R4～R6)			ビジョン検証(R7) 検証に基づく具体的施策の実施(R7～R9)			ビジョン検証 第３次ビジョン策定(R11～)

みささっ子教育ビジョン　令和７年度見直し内容

変更箇所のみ記載しています（ページ番号はビジョン冊子のページ番号）。

P10

【基本理念】

幸せな未来を創造し　ふるさとを愛する
やさしくたくましい　みささっ子の育成

P13～14

基本目標(１)　確かな学力の育成

【成果指標】

指　標	現状値 （2018年度）	目標値 （2028年度）	見直し内容
◆　「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生　73.2% （全国　85.1%） 中学生　83.6% （全国　72.4%）	小学生　90% 中学生　85%	検証時点の数値を鑑み目標値上方修正
~~◆　中学２年生を対象とした英検ＩＢＡ結果において、「英検４級合格レベル」となった生徒の割合~~	~~中学生　78.7% ※2020年度~~	~~中学生　75%~~	2023年度から調査対象学年及び集計内容が変更されたため指標削除
◆　中学３年生を対象とした英検ＩＢＡ結果において、「英検３級以上合格レベル」となった生徒の割合	中学生　65.2% ※2023年度	中学生　70%	上記指標の削除に伴う成果指標新設

P16～17

基本目標(２)　豊かな心の醸成

【成果指標】

指　標	現状値 （2018年度）	目標値 （2028年度）	見直し内容
~~◆　学校図書館における児童生徒一人当たりの年間図書貸出冊数~~ ~~※現状値は、2020年度「学校図書館の現状に関する調査」結果による。~~	~~小学生　79.6冊~~ ~~（全国　49冊）~~ ~~中学生　61.9冊~~ ~~（全国　９冊）~~ ~~※2020年度~~	~~小学生　100冊~~ ~~中学生　80冊~~	当該調査が継続されていないため指標削除
◆　小学生（４～６年）、中学生が５月１か月間に読んだ本の冊数 ※現状値は、「第69回学校読書調査」結果による。	小学生　12.5冊 （全国　13.8冊） 中学生　5.7冊 （全国　4.1冊） ※2024年度	小学生　15冊 中学生　８冊	上記指標の削除に伴う成果指標新設

P19

基本目標(３)　健やかな体の育成

【成果指標】

指　標	現状値 （2018年度）	目標値 （2028年度）	見直し内容
◆　「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好きですか」という質問に対して、「好き」と回答した児童生徒の割合	小学生　61.8% （全国　64.3%） 中学生　47.6% （全国　55.3%）	小学生　75% 中学生　65%	検証時点の数値を鑑み目標値上方修正
◆　「朝食を毎日食べていますか」「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合の平均値	小学生　94.6% （全国　86.8%） 中学生　91.5% （全国　85.5%）	小学生　95% 中学生　95%	検証時点の数値を鑑み目標値下方修正

P22～23

基本目標(４)　ふるさと愛の醸成

【成果指標】

指　標	現状値 （2018年度）	目標値 （2028年度）	見直し内容
◆　「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生　41.0% （全国　49.9%） 中学生　49.1% （全国　38.7%）	小学生　90% 中学生　85%	検証時点の数値を鑑み目標値上方修正
~~◆　「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合~~	~~小学生　94.6%~~ ~~（全国　62.7%）~~ ~~中学生　69.1%~~ ~~（全国　45.6%）~~	~~小学生　100%~~ ~~中学生　80%~~	全国学力・学習状況調査から当該質問が削除されたため指標削除
◆　「地域の大人（学校や塾・習い事の先生を除く）に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んだりすることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生　39.3% （全国　41.6%） 中学生　49.1% （全国　25.5%）	小学生　50% 中学生　50%	検証時点の数値を鑑み目標値下方修正

（別紙２）

令和７年度　みささっ子教育ビジョン検証会議　出席者一覧

所　　属　　等	職名等	氏名（敬称略）	備　考
三朝小学校	校　長	平井　　尚	
三朝中学校	校　長	山下　有司	
賀茂保育園	園　長	吉田　朋幸	
みささこども園	園　長	福田　功枝	
教育総務課	課　長	角田　正紀	
社会教育課	課　長	谷川　篤志	
図書館	館　長	安田　　寛	
町民課	課　長	山口　良輔	

【助言者】

所　　属　　等	職名等	氏名（敬称略）	備　考
岡山大学学術研究院教育学域	教　授	高旗　浩志	第２次三朝町教育ビジョン策定審議会　座長
教育委員会	教育長	塩谷　俊樹	

【事務局】

所　　属　　等	職名等	氏　名	備　考
教育総務課	指導主事	吉竹　智佳代	
教育総務課	課長補佐	福田　　徹	

議案第３号

専決処分の承認を求めることについて

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の任命等にかかる町長部局等からの協議について、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第４号）第３条第２項の規定により専決処分したので、本委員会の承認を求める。

令和８年２月 20 日提出

三朝町教育委員会教育長　　塩　谷　俊　樹

協議事項	区分	期間	内容	人員
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査	任命	R8.2.7～R8.2.8	選挙管理委員会書記(臨時)	事務局職員　６名

≪参考≫
○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）
第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（７）　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。
（専決処分）
第３条　前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。
２　前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。

議案第４号

令和７年度教育関係費補正予算（令和８年３月）について

次のとおり令和７年度教育関係費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和８年２月 20 日提出

三朝町教育委員会教育長　　塩　谷　俊　樹

別紙のとおり

≪参考≫
〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）
第 29 条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

別紙（議案第４号関係）

令和７年度教育関係費　歳入補正予算（令和８年３月）案

【教育総務課】　　単位：千円

科　　目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主　な　内　容
国庫補助金	小学校特別支援教育就学奨励費	507	△ 247	260	実績見込による国庫補助額減
	中学校特別支援教育就学奨励費	366	△ 254	112	実績見込による国庫補助額減
教育総務課計		873	△ 501	372	

【社会教育課】　　単位：千円

科　　目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主　な　内　容
国庫補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金	9,745	△ 4,210	5,535	事業費確定による国庫補助額減
県補助金	鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金	4,359	△ 902	3,457	事業費確定による国庫補助額減
社会教育課計		14,104	△ 5,112	8,992	

令和７年度教育関係費　歳出補正予算（令和８年３月）案

【教育総務課】　　単位：千円

科　　目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主　な　内　容
総務管理費	中学生手作り訪仏事業	6,397	△ 1,291	5,106	特別旅費不用額減
	台中市石岡区との中学生相互交流事業	4,006	△ 911	3,095	特別旅費不用額減
教育総務費	学校運営支援員配置事業	3,577	△ 1,350	2,227	町費職員報酬等不用額減
小学校費	小学校運営一般経費	11,809	△ 1,671	10,138	燃料費、光熱水費不用額減
	小学校新校舎備品等整備費	11,267	△ 2,559	8,708	備品購入費不用額減
	小学校特別支援教育就学奨励費補助金	1,016	△ 300	716	対象児童見込差額減
中学校費	中学校運営一般経費	8,508	△ 300	8,208	手数料不用額減
	中学校運動部活動外部指導者派遣事業	2,073	△ 300	1,773	報酬不用額減
	中学校生徒大会等派遣補助金	1,507	△ 759	748	補助金不用額減
	中学校準要保護生徒援助費	3,768	△ 1,110	2,658	対象生徒見込差額減
	中学校ＯＡ機器等備品整備費	4,496	△ 933	3,563	備品購入費不用額減
	中学校特別支援教育就学奨励費補助金	734	△ 300	434	対象生徒見込差額減
保健体育費	調理センター一般経費	35,048	△ 300	34,748	消耗品費、光熱水費不用額減
	調理センター施設改修費	4,318	△ 886	3,432	備品購入費不用額減
教育総務課計		98,524	△ 12,970	85,554	

【社会教育課】　　単位：千円

科　　目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主　な　内　容
社会教育総務費	コミュニティ・スクール推進事業	1,011	△ 306	705	地域コーディネーター報酬不用額減
	生涯学習講座「三朝大学」開催経費	414	△ 362	52	事業完了による不用額減
体育施設管理費	野球場一般管理経費	2,758	600	3,358	光熱水費(電気) 執行見込額増
	陸上競技場一般管理経費	388	100	488	光熱水費(電気) 執行見込額増
	町民体育館維持補修費	1,205	△ 285	920	事業完了による不用額減
文化財調査費	町指定文化財保存・保護事業費補助金	2,425	△ 2,425	0	事業未実施による不用額減
	名勝史跡等総合活用整備事業	16,533	△ 5,230	11,303	事業完了による不用額減
社会教育課計		24,734	△ 7,908	16,826	

議案第５号

令和８年度教育関係費当初予算について

次のとおり令和８年度教育関係費当初予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和８年２月 20 日提出

三朝町教育委員会教育長　　塩　谷　俊　樹

別紙のとおり

≪参考≫
〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）
第 29 条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	41	予算科目	2	款	1	項	6	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
国際交流事業費	9,251	10,403	△ 1,152		9,100		151

1．事業の目的

友好交流都市での国際交流体験による、中学生の豊かな感性と国際感覚の育成を図る。

2．事業の概要

本町の姉妹都市であるフランス共和国ラマルー・レ・バン町への派遣及び、三朝中学校と姉妹校関係にある台中市立石岡国民中学への相互派遣により、ホームステイや学校訪問を行う中で交流を深める。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
中学生手作り訪仏事業	ラマルー・レ・バン町へ中学生を派遣し、ホームステイや小中学校訪問等を行う。ICTを活用した交流も実施。 派遣生徒６名、引率４名分を予算計上。	5,289	過疎債充当
台中市石岡区との中学生相互交流事業	台湾台中市立石岡國民中学へ中学生を相互派遣し、ホームステイや授業交流等を行う。ICTを活用したオンライン交流等も実施。 派遣生徒10名、引率５名分を予算計上。	3,962	過疎債充当
合　　計		9,251	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	☑ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	54	予算科目	3	款	2	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
児童福祉対策事業費	29,425	25,697	3,728	11,248		1,916	16,261

1．事業の目的

遊びをとおした活動が児童の健全育成に果たす役割の重要性に鑑み、昼間保護者のいない家庭の児童の放課後における居場所の確保を支援し、児童福祉の向上を図る。

2．事業の概要

就業などにより昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後等に安心して過ごせる生活の場を与える。
学童クラブを町内２か所で開設し、安全面に配慮しながら児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活を支援する。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
放課後児童対策費（西）	三朝西学童クラブ（直営） 会計年度任用職員人件費、施設運営費	21,471	国県 算出基準 利用料
放課後児童対策費（東）	三朝東学童クラブ（三徳地域協議会委託）	7,954	国県 算出基準 利用料
合　　計		29,425	

4．その他特記事項

学童利用料の軽減措置
同一世帯において２人以上の児童が利用する場合は、２人目以降の育成料は無料とする。
１月のうち利用日数が10日以内の場合は、育成料を半額免除する。

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	□ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	72	予算科目	10	款	1	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
教育委員会費	2,081	2,091	△ 10				2,081

1．事業の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育 ・学術 ・文化の特質 ・重要性を踏まえ、教育行政の中立性と安定性の確保を目的とする。

2．事業の概要

教育委員の活動に係る各種経費。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
教育委員報酬	教育委員報酬（４名）	1,920	—
教育委員会一般活動費	教育委員会開催、学校及び園訪問、研修会・各種行事等参加	45	—
教育委員視察研修経費	教育委員先進地視察（近畿又は中四国方面）	116	—
合　　計		2,081	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	□ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	73	予算科目	10	款	1	項	2	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
教育委員会事務局費	8,962	13,169	△ 4,207	523		211	8,228

1．事業の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育 ・学術 ・文化の特質 ・重要性を踏まえ、教育行政の中立性と安定性の確保を目的とする教育委員会の事務局として特色ある本町の教育の展開を支える。

2．事業の概要

小中学校の魅力ある取り組みに係る各種経費。
小中学校の児童生徒が共通して取り組む教育事業を実施する。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
不登校児童生徒支援事業補助金	町内の義務教育段階にある児童生徒が、不登校の児童生徒を指導する学校以外の施設に通う場合、その経費を支援する。	840	県算出基準
学校運営支援員配置事業	支援が必要な児童生徒の増加に伴う指導主事の補佐を主に行うため、学校教育経験者を支援員として事務局に配置。	1,914	—
外国語支援員配置事業	幼児期から小学校にかけての外国語教育の円滑な推進に向け、イングリッシュシャワープログラムを推進する支援員を園及び小学校へ配置。	673	—
教職員指導力向上研修事業	学校の教育課題や研究推進計画に関し、小中連携の推進や授業づくり等に資する講師を派遣。	414	—
三朝町教育ICT学びの充実推進事業	学校において日常的に教育ICT機器を活用できる体制を維持構築するため、GIGAスクールサポーターを配置するとともに、タブレット活用環境を整える。	5,121	県1/2
合　　計		8,962	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	□ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	74	予算科目	10	款	1	項	3	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
教育振興費	5,486	3,960	1,526	600	4,800		86

1．事業の目的

町内在住高校生等の教育に係る経済的な負担の軽減。

2．事業の概要

県内の高等学校等に通学する費用の一部を補助する。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
高校生等 遠距離通学費補助金	居住している集落から役場までの距離及び、公共交通機関を利用する定期券購入費の一部を補助。	5,486	県算定基準 過疎債充当
合　　計		5,486	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　2　節	公共交通の確保	☑ 過疎	☐ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	74	予算科目	10	款	2	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
小学校 管理運営費	27,811	25,844	1,967			533	27,278

1．事業の目的

児童が教育を受けるための環境整備。

2．事業の概要

児童の健康管理や災害時の共済給付を行い、安心して教育が受けられる体制を整える。
学校施設維持に必要な経費及び会計年度職員を配置し、安全な施設管理を行う。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
小学校運営共通一般経費	教育委員会事務局が所管する学校管理運営経費。 学校医、会計年度職員、施設保守点検、災害共済給付金等。	15,998	災害共済掛金 災害共済給付
小学校運営一般経費	小学校が所管する学校管理運営経費。 学校運営協議会出席者関連経費、需用費、光熱水費、簡易修繕等。	11,813	—
合　　計		27,811	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	□ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	74	予算科目	10	款	2	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
小学校運営特別経費	15,047	14,349	698				15,047

1．事業の目的

きめ細かな教育の実施による知育・徳育・体育の調和の取れた子どもの育成。

2．事業の概要

特別な支援を必要とする児童に対して、支援員を配置し安定した学校生活を支援する。
外国語教育を充実させるため、外国語指導助手を配置する。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
特別支援教育費	特別な支援を必要とする児童の学校生活に関する支援を行う支援員を配置（３名）。	9,716	—
小学校外国語指導助手活動費	外国語教育の充実に向け外国語指導助手を配置（４～５年目）。小学校だけでなく園での外国語活動や夏季休業中における中学生の指導も実施。	5,331	—
合　　計		15,047	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	□ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	74	予算科目	10	款	2	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
小学校施設管理費	368	100	268				368

1．事業の目的

安心して教育を受けられる学校施設等の整備。

2．事業の概要

施設の維持修繕を適切に行う。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
小学校施設維持修繕費	緊急的な施設維持修繕に係る経費。	368	—
合　　計		368	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	□ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	75	予算科目	10	款	2	項	2	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
小学校 教育振興費	16,813	14,145	2,668	782		928	15,103

1．事業の目的

教育活動に必要な支援と保護者の負担軽減を行うことによる教育の充実。

2．事業の概要

遠距離通学児童保護者及び就学援助の必要な保護者に対し、経済的な支援を行う。
ICT機器及びデジタル教材などを整備し、GIGAスクール構想の実現により児童の学力向上を図る。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
小学校遠距離 通学費補助金	2㎞以上離れた集落から通学する児童の保護者に通学費を補助（定期券利用者へは現物を支給）。	6,164	—
小学校準要保護 児童援助費	経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に学用品費などの援助を行う。	3,265	—
小学校教科書改訂 特別経費	令和６年度の小学校教科書改訂に係る教師用教科書・指導書及びデジタル教科書整備費（用品会計3/4年目）と、令和８年度に必要な教師用教科書の整備を行う。	1,080	—
小学校OA機器等 備品整備費	GIGA２期タブレットの整備（リース料1/5年目）及び、既存PC等の廃棄処分等を行う。また、校内のICT環境を整えるため、無線APの設定変更を行う。	1,831	県1/3 基金充当
小学校特別支援教育 就学奨励費補助金	特別支援学級に在籍する児童保護者の経済的負担を軽減する。	1,309	国1/2
小学校教育振興一般経費	教育活動で必要となる校外活動や教材費、学力検査や学校図書の充実を図る経費。	3,164	—
合　　計		16,813	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 2 節	学校教育の充実 公共交通の確保	□ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	75	予算科目	10	款	3	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
中学校管理運営費	24,083	23,538	545	1,264		1,853	20,966

1．事業の目的

生徒が教育を受けるための環境整備。

2．事業の概要

生徒の健康管理や災害時の共済給付を行い、安心して教育が受けられる体制を整える。
学校施設維持に必要な経費及び会計年度職員を配置し、安全な施設管理を行う。
教員の働き方改革に資する部活動指導員等を配置する。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
中学校運営一般経費	中学校が所管する学校管理運営経費。 学校運営協議会出席者関連経費、需用費、光熱水費、簡易修繕等。	8,501	—
中学校運営共通一般経費	教育委員会事務局が所管する学校管理運営経費。 学校医、会計年度職員、施設保守点検、災害共済給付金等。	13,508	災害共済掛金 災害共済給付 基金充当
中学校運動部活動外部指導者派遣事業	運動部活動の充実及び教員の働き方改革を図るため、部活動指導員及び部活動外部指導者を配置。	2,074	指導員 国県2/3 指導者 県1/2
合　　計		24,083	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	□ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	76	予算科目	10	款	3	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

5	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
中学校運営特別経費	14,431	13,497	934			336	14,095

1．事業の目的

きめ細かな教育の実施による知育・徳育・体育の調和の取れた子どもの育成。

2．事業の概要

特別な支援を必要とする生徒に対して、支援員を配置し安定した学校生活を支援する。
外国語教育を充実させるため、外国語指導助手を配置する。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
不登校対策支援員配置事業	不登校傾向にある生徒に対応するため、支援員を配置（１名）。	3,409	—
心の教室相談員設置費	生徒の悩みを軽減するため、心の教室相談員を配置（１名）。	1,187	—
特別支援教育費	特別な支援を必要とする生徒の学校生活における支援を行う支援員を配置（１名）。	3,175	—
外国語指導助手活動費	外国語教育の充実に向け、外国語指導助手を配置（４～５年目）。	5,761	—
中学校生徒大会等派遣補助金	三朝中学校生徒が中国大会以上の大会へ出場する際の経費を補助。	899	—
合　　計		14,431	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	□ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	76	予算科目	10	款	3	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
中学校施設管理費	500	400	100				500

1．事業の目的

安心して教育を受けられる学校施設の整備。

2．事業の概要

施設の維持修繕を適切に行う。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
中学校施設維持修繕費	緊急的な施設維持修繕に係る経費。	500	―
合　　計		500	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	□ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	76	予算科目	10	款	3	項	2	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
中学校教育振興費	19,683	13,950	5,733	1,779		5,072	12,832

1．事業の目的

教育活動に必要な支援と保護者の負担軽減を行うことによる教育の充実。

2．事業の概要

遠距離通学生徒保護者及び就学援助の必要な保護者に対し、経済的な支援を行う。
ICT機器及びデジタル教材などを整備し、GIGAスクール構想の実現により生徒の学力向上を図る。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
中学校教育振興一般経費	教育活動で必要となる校外活動や教材費、学力検査や学校図書の充実を図る経費。	3,428	—
中学校遠距離通学費補助金	2㎞以上離れた集落から通学する生徒の保護者に通学費を補助。	2,676	—
中学校準要保護生徒援助費	経済的理由により就学困難と認められる生徒の保護者に学用品費などの援助を行う。	2,472	—
中学校教科書改訂特別経費	令和７年度の中学校教科書改訂に係る教師用教科書・指導書及びデジタル教科書の整備（用品会計2/4年目）を行う。	756	—
中学校OA機器等備品整備費	GIGA２期タブレットの整備（リース料1/5年目）、校務用PC更新（15台）及び、既存PC等の廃棄処分等を行う。また、校内のICT環境を整えるため、古い無線APの更新を行う。	9,568	県1/3 基金充当
中学校特別支援教育就学奨励費補助金	特別支援学級に在籍する生徒保護者の経済的負担を軽減する。	783	国1/2
合　　計		19,683	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 2 節	学校教育の充実 公共交通の確保	□ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	77	予算科目	10	款	4	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
青少年育成事業費	1,296	1,323	△ 27			1,296	

1．事業の目的

児童生徒の豊かな感性を育み、将来への多岐にわたる可能性を提供する。

2．事業の概要

文化芸術鑑賞と成功体験を得た講師による講演会の開催。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
青少年劇場開催事業	児童生徒に優れた芸術を鑑賞する機会を提供する（令和８年度は中学生を対象）。	628	基金充当
未来を拓けみささっ子創造事業	世界や全国で活躍されている方を講師に招き、主に中学生へ向けた講演会を実施。	668	基金充当
合　　計		1,296	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	□ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	43	予算科目	2	款	1	項	8	目	所属：	教育総務	課	調理センター	

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
調理センター施設費	2,516	2,937	△ 421				2,516

1．事業の目的

施設及び調理機器の維持管理を行い、安心安全な給食を提供する。

2．事業の概要

施設及び調理機器の維持管理を適切に行う。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
調理センター施設管理費	施設及び調理機器の修繕、清掃管理、警備、消防点検等。	2,516	―
合　　計		2,516	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	□ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	81	予算科目	10	款	5	項	3	目	所属：	教育総務	課	調理センター	

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
学校給食費	42,518	39,366	3,152			4,162	38,356

1．事業の目的

安全で安心な給食を提供するとともに地産地消を推進し、児童生徒の食育推進を図る。

2．事業の概要

給食調理業務、アレルギー対応食調理業務、衛生管理業務、給食配送業務、地産地消の推進。
計画的な調理機器等の更新。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
調理センター一般経費	調理センター運営経費	38,356	―
調理センター施設改修費	球根皮剥機、包丁・まな板殺菌庫、プレート殺菌庫、牛乳保冷庫の更新	4,162	基金充当
合　　計		42,518	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	☑ 過疎	□ 辺地

令和8年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	81	予算科目	10	款	5	項	3	目	所属：	教育総務	課	調理センター	

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
学校給食費の抜本的な負担軽減事業	20,063		20,063	13,728			6,335

1．事業の目的

国の政策方針に基づき、物価高騰による学校給食費の保護者負担を抜本的に軽減するため、国の交付金及び公費による支援を行う。
なお、児童生徒の栄養水準の確保や本町の特色である地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組は継続して行う。

2．事業の概要

国の交付金（基準額：5,200円/人）制度に加え、中学校においても学校給食費の保護者負担を抜本的に軽減するため、公費による支援を行う。
小学校保護者負担額：60円/食、中学校保護者負担額：120円/食
（～R7保護者負担額　小学校298円/食、中学校340円/食）

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
学校給食費負担軽減事業（小学校）	公立小学校の児童を対象に、給食費の保護者負担を国の支援によって、経済的負担を抜本的に軽減する。	13,728	国県算出基準
学校給食費負担軽減事業（中学校）	学校給食費の保護者負担額を抜本的に軽減するため、公費による支援を行う。	6,335	－
合　　計		20,063	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	51	予算科目	3	款	1	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
人権・同和対策費	679	678	1	674			5

１．事業の目的

すべての自治体の責務として、あらゆる差別と偏見を許さない[人権尊重のまち」の実現を目指し、町民ニーズを適宜把握しながら人権学習や啓発活動を効果的かつ継続的に推進する。

⑴ 人権学習の充実
町民一人ひとりが人権問題を単なる知識として学ぶだけでなく、日常生活における人権侵害や差別、 不合理に気づく視点を持ち、人権感覚を育んでいくための学習を推進する。

⑵ 人権教育・啓発推進体制の充実
家庭・学校・地域や職場、人権擁護委員・民生委員等との連携を強化して、町ぐるみの啓発体制を整える。

２．事業の概要

講演会、研修会による人権教育の推進、啓発を行う。
【財源：法務省人権啓発地域活性化事業委託金】
・「三朝町人権尊重のまちづくり集会」の開催
・「三朝町人権教育講座」の開催
・人権啓発番組の作成、放映

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
人権啓発講演会等事業	○三朝町人権尊重のまちづくり集会の開催 時期：令和８年11月頃 対象：全町民 内容：中学生による人権弁論発表 人権講演会、パネル展示等 ○三朝町人権教育講座の開催 日常生活の中の様々な人権課題を正しく理解し、問題解決のための正しい行動に自発的に結びつく契機となる研修会を開催する。 ※「部落解放月間」の時期に合わせて実施 （7～10月に、5回開催予定） ○人権啓発番組の作成、放映 ・三朝中の生徒作成の人権劇を番組編集しNCNで放映することで町民の人権意識の向上と家庭で話し合う機会を提供する。 ・東伯郡4町合同の人権啓発映像を作成し、人権学級等に活用する。	679	国 10/10 (対象経費定額)
合　　計		679	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	生涯学習の振興	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	77	予算科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
社会教育総務一般経費	548	539	9				548

１．事業の目的

町民が生涯にわたって自主的に学習に取り組み、生き生きと豊かな人生を過ごすことができるよう、社会教育を推進する。

町民からの意見、有識者からの助言や指導、関係団体との連携などにより各種事業を展開する。

２．事業の概要

・社会教育委員会の開催
・各種団体への負担金　など

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
社会教育一般経費	・社会教育委員会の開催経費 ・社会教育活動における一般事務消耗品経費	238	－
鳥取県公民館連合会負担金	公民館相互の連携を深め社会教育の振興に寄与することを目的とする鳥取県公民館連合会の負担金	4	－
鳥取県社会教育協議会負担金	県単位の効率的な社会教育の推進のため県内市町村教育委員会のほか県内社会教育団体で組織する協議会の負担金	5	－
鳥取県社会教育委員連絡協議会会費	県内各市町村の社会教育委員の研修・情報交換を目的に組織する協議会の負担金	12	－
東伯郡社会教育協議会負担金	社会教育効果向上を目的に東伯郡4町のほか郡内の社会教育団体で構成する協議会の負担金	24	－
倉吉地区少年補導センター負担金	倉吉警察署管内の少年の非行防止、健全育成を目的とする倉吉地区少年補導センターの負担金	265	－
合　　計		548	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	次代を担う人づくりの推進 生涯学習の振興	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	77	予算科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
人権・同和教育事業費	3,907	3,901	6				3,907

１．事業の目的

すべての町民に人権問題についての正しい認識を広げるとともに、差別のない地域づくりを推進するために、三朝町の人権政策（方針・目的）に沿った人材教育、啓発活動を実施できる団体「三朝町人権教育推進協議会」に事業を委託する。

２．事業の概要

・人権教育の学習内容、手法の研究
・人権教育に関する研修・講習会の開催
・人権教育に関する資料の収集、作成、提供
・各種団体・機関等との連携と相互交流の実施

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
人権教育推進員設置事業	人権教育推進員を設置し、啓発活動・研修計画の作成・実施及び関係団体の育成指導を図り、人権尊重の町づくりを推進する。	3,143	－
町人権教育推進協議会委託金	・人権学級の開催、協力員の研修 ・全国人権・同和教育研究大会（埼玉県） ・人権尊重社会を実現する鳥取県集会（県東部） ・中学3年生の人権学習交流会への派遣 ・啓発紙「共に生きる」、「人推協だより」の発行 ・事業所研修会の支援（企画、講師派遣等）	764	－
合　　計		3,907	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	生涯学習の振興	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	77	予算科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
青少年育成事業費	5,361	4,039	1,322	2,372		1,218	1,771

１．事業の目的

地域全体で青少年の健全育成を支援する体制づくりに資する。

２．事業の概要

学校と地域との連携を構築し、地域ぐるみで学校を支援、やさしくたくましい三朝町の子どもを育成するための各種事業を実施する。

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
全国コミュニティ・スクール連絡協議会負担金	全国コミュニティ・スクール連絡協議会の負担金	2	－
コミュニティ・スクール推進事業	・学校支援ボランティアなどによる地域学校協働活動を実施する。 ・学校と地域の連携を図る地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)を配置する。 ※補助事業：学校･家庭･地域連携協力推進事業	1,057	国1/3 県1/3
鳥取県子ども会育成連絡協議会負担金	鳥取県子ども会育成連絡協議会負担金	3	－
地域が育てる子ども総合対策事業	・みささ青空体験塾の開催。 （年間を通して児童に体験活動の機会を提供） ・小中学生の地域での活動機会を創出し、地域での活躍を推進する。 ※補助事業：学校･家庭･地域連携協力推進事業	2,528	国1/3 県1/3 基金充当
三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業	姉妹都市盟約を締結している京都府城陽市との児童間交流事業。互いの地域文化を知り、親睦を深める。 令和８年度は城陽市で開催。	1,100	－
みささ町かがやく子どもフェスティバル開催事業	町内の子どもを対象に同イベントを開催し、様々な体験することで、子ども達の成長を喜び、支える機運を高める機会とする。 ※補助事業：学校･家庭･地域連携協力推進事業	541	国1/3 県1/3 基金充当
青少年育成団体補助金	「子どもの地域活動支援」を活動趣旨とする青少年育成団体「みささ町子ども・若者育成会」に対する活動補助金を交付する。	130	－
合　　計		5,361	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	学校教育の充実 次代を担う人づくりの推進	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	77	予算科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
成人教育事業費	409	414	△ 5			40	369

1．事業の目的

生涯学習講座を開催し、町民がいくつになっても学ぶことのできる生涯学習の場を提供する。

2．事業の概要

生涯学習講座「三朝大学」を開催する。

3．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
生涯学習講座「三朝大学」開催経費	・生涯学習年間講座の開催 年8回 （5～12月 毎月1回開催） ・生活の中で身近なテーマによる講座、お出かけ講座などを実施する。 ・世代を問わず住民ニーズに沿った生涯学習の場を創出する目的で特別講座を開催する。	409	－
合　　計		409	

4．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	生涯学習の振興	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	77	予算科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
家庭教育事業費	443	410	33	253			190

１．事業の目的

家庭における教育力の向上を図る。

２．事業の概要

・子どもの年代に応じた「子育て･親育ち講座」を開催する。
（小・中学校、こども園・保育園で開催）
・子育て12か条推進カレンダーを作成、配布し、活用を図る。

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
家庭教育支援推進事業	・子どもの年代に応じた「子育て･親育ち講座」を開催する。 （保・こ・小・中の保護者･PTAを対象） ・子育て12か条推進カレンダーを作成・配布する。 ※補助事業：学校･家庭･地域連携協力推進事業	443	国1/3 県1/3
合　　計		443	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	生涯学習の振興	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	78	予算科目	10	款	4	項	3	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
文化振興費	716	716					716

１．事業の目的

町民の文化芸術の振興を図り、心豊かな町民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する。

２．事業の概要

・町文化団体連絡協議会の活動を支援
・町内児童･生徒対象の読書感想文コンクールと絵画コンクールの開催
・三朝町将棋フェスティバルの開催

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
文化振興事業費	・町文化団体連絡協議会の活動を支援する。 町芸能文化祭の開催の支援 各文化サークルの活動の支援 ・読書感想文、絵画コンクールを開催する。 （対象：町内児童・生徒）	366	－
三朝町将棋フェスティバル開催事業	・日本の伝統文化である将棋に親しむ機会を創出し、プロ棋士を招聘した将棋の体験企画等を行う。 ・開催にあたり日本将棋連盟鳥取県キッズ支部に事業委託する。	350	－
合　　計		716	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	文化芸術の振興	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	80	予算科目	10	款	5	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
保健体育総務費	4,543	4,587	△ 44				4,543

１．事業の目的

町民が健康で笑顔あふれる町づくりのため、町民のスポーツ活動を支援、推進する。「町民一人１スポーツ」を目標に事業を展開する。

町民が幅広くスポーツに親しむ場と環境を提供しスポーツの振興を図る。

２．事業の概要

- 東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭（スポレク祭）、県民スポレク祭への派遣
- 中部地区駅伝競走大会への派遣・協力
- 三朝町駅伝競走大会の開催
- 三朝町体育協会への事業委託
- 各種団体への負担金　など

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
保健体育一般経費	・中部地区駅伝競走大会への派遣及び事業協力（役員謝金、選手保険代等） ・三朝町駅伝競走大会の開催（交通指導員出動費、送迎バス代等）、東伯郡民スポレク祭出場選手の派遣（保険代） ・各スポーツ大会等社会体育事業の開催、表彰	364	－
三朝町体育協会委託金	・郡民スポレク祭、県民スポレク祭への選手派遣（強化費） ・中部地区駅伝競走大会への選手派遣（強化費） ・各種スポーツ大会の開催、三朝町駅伝競走大会の開催、各競技団体の育成強化等	2,000	－
三朝町スポーツ少年団補助金	・スポーツ少年団の活動を支援する。 ※11単位団の指導者報酬、保険料等	877	－
東伯郡体育協会負担金	東伯郡体育協会への負担金（郡民スポレク祭、中部駅伝競走大会の開催経費等）	218	－
全国・中国大会等参加助成金	全国・中国大会等に出場する選手等への助成金	1,000	－
部活動地域移行検討委員会開催経費	中学校部活動の段階的な地域展開に向けて「三朝町部活動地域移行検討委員会」による協議を行う。	84	－
合　　計		4,543	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	スポーツの振興	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	80	予算科目	10	款	5	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
スポーツ推進委員活動事業費	886	948	△ 62				886

１．事業の目的

・スポーツ推進委員により、本町の生涯スポーツ事業の発展及び普及を図る。
・町民の生涯スポーツ活動を推進し、健康増進等を図る。

２．事業の概要

生涯スポーツの普及・推進を図るためのスポーツ推進委員の報酬、活動経費等

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
スポーツ推進委員報酬	・年額報酬 48,000円／人 × 12名	576	－
スポーツ推進委員活動費	スポーツ推進員の活動及び研修に係る経費 ・生涯スポーツの普及・指導、定例会の開催 ・県・郡の研修会、中国大会への参加 ・スポーツ推進活動に係る物品購入	287	－
鳥取県スポーツ推進委員協議会負担金	鳥取県内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識･技術向上を図るための協議会の負担金	18	－
東伯郡スポーツ推進委員連絡協議会負担金	東伯郡内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識･技術向上を図るための協議会の負担金	5	－
合　　計		886	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	スポーツの振興	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	80	予算科目	10	款	5	項	2	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
体育施設一般管理費	9,498	9,048	450			590	8,908

１．事業の目的

町民の健康増進を目的とした生涯スポーツ、児童・生徒の学校教育（体育授業）等に幅広く活用していただくため、施設を適正に管理し、町民のスポーツ活動の推進及び健康の増進に資する。

２．事業の概要

町営三朝球場、町民体育館(旧三朝小学校体育館)、町営美の田テニス場、多目的スポーツ広場、町営三朝陸上競技場、町民武道館、竹田町民体育館の維持管理を行う。

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
野球場一般管理経費	町営三朝球場の維持管理、電気設備等の保守点検	3,137	－
町民体育館管理経費	町民体育館(旧三朝小学校体育館)の維持管理	1,209	－
テニスコート（人工芝）一般管理経費	町営美の田テニス場の維持管理	59	－
多目的スポーツ広場一般管理経費	多目的スポーツ広場の維持管理	154	－
陸上競技場一般管理経費	町営三朝陸上競技場の維持管理	386	－
武道館一般管理経費	町民武道館の維持管理	301	－
体育施設一般管理経費	管理業者（町シルバー人材センター）への社会体育施設の維持管理業務委託料（除草、清掃等）	3,470	－
体育施設火災共済保険料	体育施設火災共済保険料	73	－
竹田地区体育館一般管理経費	竹田町民体育館の維持管理	709	－
合　　計		9,498	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	スポーツの振興	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	81	予算科目	10	款	5	項	2	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
体育施設維持補修費	8,183	27,490	△ 19,307		7,600		583

１．事業の目的

社会体育施設の維持補修を行い、施設の持続的な利用を可能にすることで、町民のスポーツ活動の推進及び健康の増進に資する。

２．事業の概要

【テニスコート維持補修費】
テニスコート人工芝の一部破損を修繕するもの。

【竹田地区町民体育館改修事業】
雨漏り、外壁の劣化等が生じている竹田地区町民体育館について、改修を行うもの。

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
テニスコート維持補修費	人工芝部分補修　３か所	500	－
竹田地区町民体育館改修事業	○大規模改修実施設計業務 ○アスベスト調査	7,683	過疎債
合　　計		8,183	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　１　節	スポーツの振興	☑ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	78	予算科目	10	款	4	項	4	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
文化財保護調査経費	1,223	891	332				1,223

１．事業の目的

文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、教育委員会に意見具申し、又はこのために必要な調査を行うために文化財保護調査委員会を設置する。

本町の文化財調査、保存及び活用に係る経費を計上するとともに、三徳山をはじめとする町内文化遺産のさらなる価値付けの推進を図るため、関連調査等を実施する。

２．事業の概要

- 文化財保護調査委員の活動費
- 定例軽易な事務費
- 町内文化遺産の価値付けの推進に係る調査等活動
- 加盟団体への負担金

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
文化財保護調査委員会費	文化財の保存と活用に関して教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、このために必要な調査を行うことを目的に設置。委員会開催による協議や開発事業との調整に係る現地確認等調査を行う。	299	－
文化財調査一般経費	本町の文化財保護・調査・活用に係る事務経費。 文化財に関する文化庁協議、全国史跡整備市町村協議会等への参加経費。	769	－
文化遺産等調査研究経費	三徳山等町内の文化遺産のさらなる価値付けを推進するため、調査研究及び情報発信活動を実施する。	130	－
全国史跡整備市町村協議会負担金	史跡整備の推進を図るため加盟している組織「全国史跡整備市町村協議会」への負担金。	20	－
全国史跡整備中国地区協議会負担金	史跡整備の推進を図るため加盟している組織「全国史跡整備市町村協議会中国地区協議会」への負担金。	5	－
合　　計		1,223	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　4　節	観光の町の推進 文化財の保存と活用	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	78	予算科目	10	款	4	項	4	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
文化財保存事業費	16,863	39,783	△ 22,920	5,213		500	11,150

１．事業の目的

文化財の適正な保存と活用を図り、町民の文化の向上に資するとともに、確実に後世に継承する。

２．事業の概要

・三徳山の価値を明らかにするための埋蔵文化財調査
・日本遺産三徳山三朝温泉を守る会の環境整備、保存活動、認知向上の取り組みへの支援
・町及び県指定文化財の保存・活用に必要な調査、修繕、改修、防犯対策の取り組みへの支援

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
三徳山遺跡発掘調査等事業	三徳山南麓の神倉地内の後口山の発掘調査(大神地点等)を実施する。（国・県補助事業）	11,290	国1/2 県1/3 (国補助残の2/3)
日本遺産活用推進協議会補助金（保存事業）	日本遺産三徳山三朝温泉を守る会が行う活動に対して補助金を交付し、三徳山と三朝温泉の環境整備、保存活動や啓発を行う。	500	ふるさと応援基金
県指定文化財保存・保護事業費補助金	県指定の名勝依山楼岩崎庭園の茶室「扶桑庵」の修繕を支援し、保存・活用に繋げる。	5,073	(県直接補助1/2) 町1/4
合　　計		16,863	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　4　節	観光の町の推進 文化財の保存と活用	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	79	予算科目	10	款	4	項	6	目	所属：	図書館	課		係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
図書館管理運営費	29,051	31,021	△ 1,970	41		1,737	27,273

１．事業の目的

・町民一人ひとりの生涯にわたる自主的な学びの支援
・暮らしや仕事、地域の問題解決への支援
・学校・家庭・地域を結び、地域教育力の向上支援
・郷土の歴史と特性を大切にし、豊かな文化の創造
・人と本、人と人との出会いを広げ、さまざまな活動の発表や交流の場の提供
・ゆとりとぬくもりが感じられ、安全で安心な居心地の良い場の提供

２．事業の概要

・図書館運営に係る経費（会計年度任用職員賃金等、図書館協議会開催経費、図書等貸出に関する経費、図書館システム保守委託料）
・図書館事業に関する経費（ﾌﾞｯｸｽﾀｰﾄ、英語村、本を活用しての講座、おはなし会、夜の図書館等）
・地域住民や各種団体と協働した企画展示の実施。
・読書活動推進団体の支援（大人のためのお話会）
・図書館として所蔵する図書の充実を図り、利用者に喜ばれる図書館づくりを行う。
・各種研修、自己研鑽により職員の資質向上に努める。
・町産材を使用した木製書架を館内に設置する。

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
図書館一般管理費	・会計年度任用職員雇用費（5名）　18,692 ・図書館協議会運営費　64 ・図書館活動費　1,425 （消耗品費／講座等講師謝金／通信費等） おはなし会及び英語村の講座、古本市　等 ・図書館システム保守委託　2,068 ・簡易修繕費　50	22,299	子育て応援市町村交付金 41千円
図書等整備費	・ 消耗品費（雑誌、新聞） 1,001 ・ 図書データ使用料　413 ・日本海新聞記事検索システム使用料　30 ・ 備品購入費（図書）3,600	5,044	―
鳥取県図書協会負担金	・鳥取県図書館協会負担金　5	5	―
図書館特別経費	・木製書架購入費（3台）　1,703	1,703	―
合　　計		29,051	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	生涯学習の振興	□ 過疎	□ 辺地

令和８年度　　一　般　　会　計　予算説明資料

予算書ページ	79	予算科目	10	款	4	項	6	目	所属：	図書館	課		係

事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)			
	本年度	前年度	比　較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
図書館施設管理費	15,462	4,688	10,774		11,100		4,362

１．事業の目的

図書館施設の適正な維持管理による、安心安全で快適な居場所の提供

２．事業の概要

・施設の適正な管理と使用によって、快適で安心安全な読書環境を提供していく。
・電気、機械設備の点検管理及び清掃等の施設維持管理を専門業者に委託し、機器及びの施設の安定使用と長寿命化を図る。
・図書館施設（平成２年３月完成）は、３５年が経過しており、長寿命化のため施設改修を行う。

３．事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事　業　内　容	予算額	負担割合等
図書館火災共済保険料	・建物災害共済保険料　28	28	―
図書館施設一般管理費	・施設管理等　2,955 （消耗品費、光熱水費、図書館車車検費等） ・施設管理業務委託費　1,093 （清掃、警備、リフト、電気保安、消防点検等） ・修繕費　建物施設簡易修繕　200 図書館車　30	4,278	―
図書館施設改修費	・図書館施設改修費 玄関スロープ床タイル張替 施設内照明ＬＥＤ化 荷物用昇降機長寿命化	11,156	
合　計		15,462	

４．その他特記事項

総合計画での位置付け	第　1　節	生涯学習の振興	□ 過疎	□ 辺地

議案第６号

三朝町教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱の設定について

次のとおり三朝町教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱を設定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第２項第２号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和８年２月 20 日

三朝町教育委員会教育長　　塩　谷　俊　樹

【設定の理由】

教育行政の円滑な運営を図るため、三朝町教育委員会教育長又はその代理者が、教育委員会を代表して行う交際に要する経費の適正な執行を図るため、支出基準及び支出状況の公表に関する必要な事項を定める。

【設定の概要】

教育長が地域・関係機関との連携を円滑に進め、教育行政の推進に必要な情報交換や公式行事等の出席を適切に行うための費用や慶弔に関する費用について設定するもの。

なお、公務の範囲内で他団体等との均衡を失することのないよう配慮するとともに、節度ある支出を行い、地域教育の充実に資する。

【施行期日】

令和８年４月１日

三朝町教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱（案）

令和８年　月　日
三朝町教育委員会訓令第　号

（趣旨）
第１条　この要綱は、教育行政の円滑な運営を図るため、三朝町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）又はその代理者が、教育委員会を代表して行う交際に要する経費（以下「交際費）という。」の支出基準及び支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支出）
第２条　交際費の支出については、社会通念上妥当であり、かつ、他団体等との均衡を失することのないよう配慮し、予算の範囲内で行うものとする。

（支出区分）
第３条　交際費は、次の各号に掲げる区分（以下「支出区分」という。）に定めるとおりとする。
（１）会費　各種団体等が主催する総会、大会、懇親会その他行事等で飲食を伴うものに出席する場合に支出する経費とし、支出金額は実費とする。
（２）慶祝　教育行政運営に関係する個人及び団体の慶事に対する祝金若しくは賛助等に係る経費として支出する経費。
（３）弔慰　教育行政関係者の葬儀等における香典、供花又は弔電として支出する経費とし、支出範囲及び金額は別表のとおりとする。
２　前項各号に規定するもののほか、教育長が特に必要と認める場合は、その実費を支出できるものとする。

（支出の禁止）
第４条　前２条の規定にかかわらず、教育長の交際費は宗教団体及び政党その他の政治団体に対して支出してはならない。

（支出手続）
第５条　教育長の交際費の支出にあたっては、別記様式により、教育長の決裁を受けなければならない。

（公表）
第６条　交際費の支出内容は、支出した月分をその翌月の末日までに三朝町のホームページに掲載するものとする。ただし、公表する内容に特段の配慮が必要と認められる場合は、個人名を公表しないことができる。

（基準の見直し）

第７条　教育長は交際費の支出内容について、社会経済状況の変化等を十分考慮し、適正な執行に努めるとともに、必要に応じて見直し等を行うものとする。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条第１項関係）

支出区分	支出対象	支出内容	支出金額
教育委員会委員	本人	香典	10,000 円
		供花	20,000 円程度
教育委員会委員の職に合った者（教育委員長、教育長を含む）	本人	香典	5,000 円
		供花	20,000 円程度
三朝町立学校の校長	本人	香典	10,000 円
		供花	20,000 程度
三朝町立学校に在籍する児童又は生徒	本人	香典	10,000 円
		弔電	実費
本町の教育行政団体等に所属する各種委員及び関係者	本人	香典	5,000 円
県内構成市町村又は友好提携市町の教育長	本人	香典	10,000 円
		弔電	実費
その他関係団体の役員等で教育長が必要と認めるもの	本人	香典	5,000 円

（注）

１　複数の支出区分に重複して該当する場合は、支出金額の最も高い区分を適用する。

２　支出内容中「香典」については、差出人の表示を「三朝町教育委員会」とする。

３　支出内容中「供花」については、生花、花輪、供え物等とし、名札を「三朝町教育委員会」とする。又、供花に係る支出金額については、消費税及び地方消費税の額を含む額とし、実費対応とする。

別記様式（第５条関係）

教育委員会教育長交際費支出伺票

支出区分	会費　・　慶祝　・　弔慰　・　その他	
使用目的		
支出年月日 （予定）	年　　月　　日	
支出金額	会費	円
	慶祝	円
	香典	円
	供花	円
	弔電	円
	その他	円
	合計	円

議案第７号

三朝町通級指導教室実施要綱の設定について

次のとおり三朝町通級指導教室実施要綱を設定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第２項第２号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和８年２月 20 日

三朝町教育委員会教育長　　塩　谷　俊　樹

【設定の理由】

現行の要綱は、設定当時の設置校となっているほか、通級指導教室の対象児童生徒や通級による指導の決定手順が現在の運用と異なる規定となっていることから、現状の運用状況に改めるため、必要な要綱を設定する。

【設定の概要】

- 「通級による指導」の定義を規定する。
- 対象児童生徒を現状の運用内容とする。
- 設置校を三朝町立三朝小学校とし、三朝町立三朝中学校を巡回校とする。
- 通級による指導の決定及び終了について、現状の運用内容とし、様式を改める。
- 他市町の児童生徒の受入手順について定める。

【施行期日】

告示の日

【その他】

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱（平成 24 年教育委員会告示第 39 号）は、廃止する。

三朝町通級指導教室実施要綱（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 140 条及び第 141 条の規定に基づき、三朝町立の小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）に在籍する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「通級による指導」とは、小中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対して、障がいによる学習上又は生活上における困難の改善並びに克服を目的として、障がいに応じた特別な指導が必要な者（以下「通級児童生徒」という。）に対する小中学校における特別の指導の場（以下「通級指導教室」という。）による指導をいう。

（対象児童生徒）

第３条　前条の通級児童生徒は、小中学校の通常の学級に在籍する者であって、発達障がい（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）がある、又はその疑いがある児童生徒のうち、三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者とする。

（設置校及び指導形態）

第４条　通級指導教室設置校（以下「設置校」という。）は三朝町立三朝小学校とし、通級による指導の担当教員（以下「担当教員」という。）を配置するものとする。

２　担当教員は、設置校における指導及び、三朝町立三朝中学校（以下「巡回校」という。）へ出向いての指導を行うものとする。

（通級による指導の決定）

第５条　通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、児童生徒が在籍する学校（以下「在籍校」という。）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第１号）を在籍校の校長に提出するものとする。

２　在籍校の校長は、前項に規定する申請書の提出を受けた児童生徒に通級による指導を受けさせることが必要であると判断するときは、教育委員会に意見書（様式第２号）を提出するものとする。

３　教育委員会は、前項に規定する意見書の提出を受けた児童生徒について審査を行い、必要に応じて設置校の校長の意見聴取を行うことができる。

４　教育委員会は、審査によって当該児童生徒に通級による指導を受けさせることが適当であると認めるときは、在籍校の校長に対し通級承認書（様式第３号）により、保護者に対し通級許可通知書（様式第４号）により通知するものとする。

５　教育委員会は、必要と認めたときは、他市町が設置する小学校又は中学校に在籍する児童生徒に対しても、設置校又は巡回校で通級による指導を受けさせることができるものとする。この場合においては、当該市町教育委員会と協議の上で行うものとする。

（特別の教育課程の編成等）

第６条　在籍校の校長は、前条第４項の通知を受けたときは、速やかに当該児童生徒に係

る特別の教育課程の編成について設置校の校長と協議するものとする。

２　設置校の校長は、前項の協議を終了したときは、当該児童生徒に係る指導内容及び指導時間等を在籍校の校長に通知するものとする。

３　在籍校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該児童生徒に係る特別の教育課程を編成し、教育委員会に届け出るものとする。

（通級による指導の終了）

第７条　在籍校の校長は、通級による指導を受けている児童生徒について、設置校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったと判断するときは、教育委員会に対し通級指導終了報告書（様式第５号）により報告するとともに、保護者に対し通級指導終了通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（準用）

第８条　第６条及び第７条の規定は、第５条第５項の規定により、他市町が設置する小学校又は中学校に在籍する児童生徒に対し、設置校又は巡回校で通級による指導を受けさせる場合に準用する。この場合において、「教育委員会」とあるのは、「当該児童生徒が在籍する小学校又は中学校を設置する市町の教育委員会」と読み替えるものとする。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年２月 20 日から施行する。

（三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱の廃止）

２　三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱（平成 24 年教育委員会告示第 39 号）は、廃止する。

様式第１号（第５条関係）

通　級　許　可　申　請　書

児童生徒氏名		年　月　日　生
保護者氏名		
在籍学校名	立　学校　（第　学年）	
通級指導期間	年　月　日　～　年　月　日	
通級指導を受ける理由等		
通級指導教室に望むこと		

上記のとおり通級を許可してくださるよう申請します。

年　月　日

保護者　住所

氏名　印

三朝町教育委員会教育長　様

様式第２号（第５条関係）

発　　第　　号
年　　月　　日

三朝町教育委員会教育長　様

三朝町立　　学校

校長　　印

意見書

下記の児童又は生徒の保護者から、三朝町通級指導教室実施要綱第５条第１項の規定に基づき、通級指導教室の指導に係る希望があったので、意見を付して提出します。

記

児童生徒氏名 （生年月日）	性別	学年	保護者 氏名	保護者 住所	障がいの状況及び通級指導時間（週当たり）	通級開始 希望年月日	備考
（　年　月　日）							

（注）備考欄には、通級期間・在籍学級の担任氏名等を記入する。

意見

様式第３号（第５条関係）

発　　第　　号
年　　月　　日

学校長
様

三朝町教育委員会教育長　　印

通級承認書

年　　月　　日付け発　　第　　号で申請のあった三朝町立　　学校通級指導を受ける児童生徒について、下記のとおり承認します。

記

児童生徒氏名 （生年月日）	性別	学年	障がいの状況及び通級指導 時間（週当たり）	通　級　開　始 年　　月　　日
（　年　月　日）				

様式第４号（第５条関係）

発　　第　　号
年　　月　　日

保護者
様

三朝町立　　学校
校長　　印

通級許可通知書

年　月　日付けの通級許可申請につきまして、下記のとおり三朝町立学校の通級指導を許可しますので、通知します。

記

児童生徒名		性　別	
生　年　月　日	年　　月　　日		
在籍校名・学年	三朝町立　　学校　　第　　学年		
通級指導の曜日・時間			
通級指導開始年月日			

様式第５号（第７条関係）

発　　第　　号
年　　月　　日

三朝町教育委員会教育長　様

三朝町立　　学校
校長　　印

通級指導終了報告書

下記の児童生徒は、通級指導が終了しましたので報告します。

記

児童生徒氏名		性別	
生　年　月　日	年　　月　　日		
在学校名・学年	三朝町立　　学校　　第　　学年		
通級指導終了年月日	年　　月　　日		
通級終了の事由			
備　　考	（今後の指導で配慮すべき点等）		

様式第６号（第７条関係）

発　　第　　号
年　　月　　日

保護者
様

三朝町立　　学校
校長　　印

通級指導終了通知書

下記の児童生徒は、通級指導が終了しましたので通知します。

記

生　徒　氏　名		性別	
生　年　月　日	年　　月　　日		
在学校名・学年	三朝町立　　学校　　第　　学年		
通級終了年月日	年　　月　　日		
通級終了の事由			
備　　考			

議案第８号

三朝町学校職員の服務に関する規程の一部改正について

次のとおり三朝町学校職員の服務に関する規程の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第２項第２号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和８年２月 20 日

三朝町教育委員会教育長　　塩　谷　俊　樹

【改正の理由】

鳥取県立学校職員服務規程の一部改正により、本規程で定める様式の一部が改められたことに伴い、当該部分を改める。

【改正の概要】

育児休業に係る様式の一部を改正する。

【施行期日】

令和８年２月 20 日

三朝町学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

三朝町学校職員の服務に関する規程（昭和45年教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児休業等） 第18条　略 ２～４　略 ５　職員は、育児休業条例第11条第５号の規定による再度の育児短時間勤務の承認を受けようとする場合は、前項の育児短時間勤務請求書に加え、育児短時間勤務計画書（様式第13号の５）を教育委員会に提出しなければならない。 ６　略 ７　職員は、育児休業法第19条第１項の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、給与・勤怠管理システム（給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、部分休業承認請求書（様式第13号の６））により校長に請求しなければならない。 ８　略	（育児休業等） 第18条　略 ２～４　略 ５　職員は、育児休業条例第11条第５号の規定による再度の育児短時間勤務の承認を受けようとする場合は、前項の育児短時間勤務請求書に加え、育児休業等計画書を教育委員会に提出しなければならない。 ６　略 ７　職員は、育児休業法第19条第１項の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、給与・勤怠管理システム（給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、部分休業承認請求書（様式第13号の５））により校長に請求しなければならない。 ８　略

様式第13号及び様式第13号の４を次のように改める。

様式第13号（第18条関係）

育児休業承認請求書

（任命権者）　　請求年月日　　年　月　日

鳥取県教育委員会　様

所属 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり　育児休業の承認
育児休業の期間の延長　を請求します。

1 請求に係る子	氏名	
	続柄等	
	生年月日	年　月　日生
2 請求の内容	□ 育児休業の承認（次に掲げるものを除く。）	
	□ 同一の子に係る３回目以降の育児休業の承認（既に２回の育児休業（育児休業法第２条第１項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）	
	□ 育児休業の期間の最初の延長	
	□ 育児休業の期間の再度の延長	
	（同一の子に係る３回目以後の育児休業の承認（既に２回の育児休業（育児休業法第２条第１項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年　月　日から　年　月　日まで	
4 既に育児休業をした期間	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	
5 配偶者	氏名	
	育児休業の期間	年　月　日から　年　月　日まで
6 備考		

(育児休業承認請求書の裏面)

(注)　① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれかを添付すること（写しでも可）。

② 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

③ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

④ 該当する□には✓印を記入すること。

様式第13号の4（第18条関係）

育児短時間勤務承認請求書

請求年月日　　年　月　日

鳥取県教育委員会　様

所　属
職　名
氏　名　　㊞

下記のとおり育児短時間勤務の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏　名	
	続柄等	
	生年月日	年　月　日生
2 請求の内容	□ 育児短時間勤務	□ 育児短時間勤務の期間の延長
	□ 再度の育児短時間勤務の承認（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年　月　日から　　年　月　日まで	
4 勤務の形態	育児休業法第10条第1項第　号の勤務の形態	

		週休日	勤務日及び時間
第1号	□	土日	月～金を3時間55分勤務　（週19時間35分）
第2号	□	土日	月～金を4時間55分勤務　（週24時間35分）
第3号	□	土日と月～金のうち2日	残り3日を7時間45分勤務　（週23時間15分）
第4号	□	土日と月～金のうち2日	残り3日のうち2日を7時間45分勤務し、残り1日を3時間55分勤務（週19時間35分）
第5号	□	4週間ごとの期間につき8日以上	当該期間につき1週間あたり19時間35分、23時間15分又は24時間35分となる勤務
	□	4週間を超えない期間につき1週間あたり1日以上の割合	当該期間につき1週間あたり19時間35分、23時間15分又は24時間35分となる勤務
	□	52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合かつ毎4週間につき4日以上	当該期間につき1週間あたり19時間35分、23時間15分又は24時間35分とし、かつ毎4週間につき1週間あたり42時間を超えない勤務

5 勤務の日及び時間帯	月（	時　分～	時　分）	火（	時　分～	時　分）
	水（	時　分～	時　分）	木（	時　分～	時　分）
	金（	時　分～	時　分）	土（	時　分～	時　分）
	日（	時　分～	時　分）			
6 既に育児短時間勤務をした期間	年　月　日から　　年　月　日まで						
	年　月　日から　　年　月　日まで						
7 備　考							

（注）① この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生届記載事項証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれかを添付すること（写しでも可）。

② 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

③ 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

④ 「5 勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。

⑤ 「7 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

⑥ 該当する□には✓印を記入すること。

様式第13号の５を様式第13号の６とし、様式第13号の４の次に次の１様式を加える。

様式第13号の５（第18条関係）

育　児　短　時　間　勤　務　計　画　書

年　月　日

鳥取県教育委員会　様

所　属　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職員の育児休業等に関する条例第１１条第５号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。
なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1　請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年　月　日生
2　請求者の計画			
請求期間	年　月　日から　　年　月　日まで		
再度の請求予定期間	年　月　日から　　年　月　日まで		
3　備　考			

（備考）　①　育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
②　「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
③　子の出生前に提出する場合は、「1　請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
④　変更の届出の場合は、変更後の内容により記入する。

附　則

この訓令は、令和８年２月20日から施行する。

議案第９号

三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第２項第２号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和８年２月 20 日

三朝町教育委員会教育長　　塩　谷　俊　樹

【改正の理由】

現行規則では、書面により「使用申請」及び「使用承認」を行うこととしているが、このほど予約システムを導入することに伴い、書面での手続きを不要とするため、当該部分の改正を行う。

【改正の概要】

使用の手続きにおける書面による申請及び承認部分を、施設予約システムにより行うものとする。

また、現行の運用に即し、管理人、備付帳簿、報告部分を削除するとともに、対応する様式を削除する。

【施行期日】

先に改正公布した「公共施設予約システムの導入に伴う関係条例の整理に関する条例」の施行日と合わせ、令和８年３月１日とする。

三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則（昭和44年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用の手続） 第２条　体育施設を使用しようとする者は、施設予約システム（通信回線を利用して電子計算機処理により施設の予約等を行うシステムをいう。以下同じ。）により申請を行わなければならない。 ２　三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた者（以下「使用者」という。）に対して、施設予約システムにより承認を行うものとする。	（使用の手続） 第２条　体育施設を使用しようとする者は、体育施設使用申請書（様式第１号）を三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。 ２　教育委員会は、前項の規定により体育施設使用申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた者（以下「使用者」という。）に対して、体育施設使用承認書（様式第２号）を交付するものとする。
	（管理人） 第６条　教育委員会は、体育施設の管理について、管理人を委嘱することができる。 ２　管理人は、教育委員会の命を受けて体育施設の管理及び庶務に従事する。
	（備付帳簿） 第７条　体育施設に備える帳簿は、次のとおりとする。 （１）　使用及び管理日誌（様式第３号） （２）　備品台帳 （３）　往復文書 （４）　体育施設使用受付簿 （５）　その他教育委員会が指定する帳簿
	（報告） 第８条　管理人は、体育施設の管理運営中に突発的事故が生じたときは、直ちにその状況を教育委員会に報告しなければならない。 ２　管理人は、各月の体育施設使用状況等報告書（様式第４号）を翌月15日までに教育委員会に提出しなければならない。
（委任） 第６条　略	（委任） 第９条　略

様式第１号から様式第４号までを削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年３月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

２　この規則による改正後の三朝町立社会体育施設の管理及び運営に関する規則第２条の規定は、施行日以後に使用の承認を受けるものから適用し、施行日以前に使用の承認を受けるものにあっては、なお従前の例による。

協議事項（１）

令和８年度 三朝町学校給食単価の改定について

１．改定の理由

令和７年度に食料品の物価上昇により学校給食費の値上げを実施したが、令和８年度も食材費の値上げ（乳価等）が見込まれることから、学校給食の質を維持するため、給食単価の値上げを実施する。

２．改定額（１食あたりの単価）

区　分	現行(R7)	改正(R8)	差額	年間１人当たり 200 食とした場合の増減
小学校	338 円	345 円	7 円増	1,400 円増（約 117 円／月）
中学校	400 円	407 円	7 円増	1,400 円増（約 117 円／月）

※毎月の振替額　児童生徒：小学校 1,000 円／中学校 2,000 円
教 職 員：　〃　5,900 円／　〃　7,000 円

３．改定時期

令和８年４月１日から